

新潟市職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第24号

新潟市職員任用規則の一部を改正する規則

新潟市職員任用規則（平成19年新潟市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「消防士長」の次に「（次項第3号に規定するものを除く。）」を加え、同条第6項に次の1号を加える。

（3） 消防士長の職（一定の勤務実績及び年齢に限定して行うものに限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。